



遊休農地等を活用した景観形成のための活動紹介

農村は、その佇まいそのものが私たちにゆとりや安らぎをもたらし、都市と農村の交流を図っていくためには、美しい農村景観を形成・維持していく必要があります。

また、遊休農地に景観植物等を積極的に植栽していくことによって、農村景観の向上とともに農用地の荒廃を防ぐことができます。

本号では、2組織について、農地・水保全活動の一環として地域住民が協力し、遊休農地を活用した活動事例を写真により紹介します。



向上活動支援交付金の流れについて

向上活動について、国による実績報告の確認（併せて、向上活動の現地確認、会計経理確認）が終わり、交付決定の手続きが順次始まっています。

向上活動においては、これからが活動のシーズンとなりますので、早めの見積り徴収や施工場所の再確認等お願いします。特に、見積りの徴収については公平性を問われる時代ですので、今一度、市町の担当者の方から徴収先や徴収会社数について確認をお願いします。

また、向上活動新規採択地区（2市6町、16組織）の活動組織の皆さんにおかれましては、採択通知後、下記の流れで事務手続きを行っていきます。

向上活動支援交付金

- 採択通知受理
- 交付申請（国・地方分）
（市町から送られてきた交付申請書に、代表印を押印のうえ各市町へ提出してください）
- 交付決定受理（国・地方分） **現在、順次発送しています。**
- 概算払い請求（国・地方分）（10月から）
（市町から送られてきた概算払い請求書に、代表印を押印のうえ各市町へ提出してください）
- 交付金受取（11月から）
- 遂行状況報告（1月中）
（市町から送られてきた遂行状況報告書に必要事項を記入し、代表印を押印のうえ各市町へ提出してください）
- 実績報告書作成・提出（3月末～4月初め）

なお、共同活動は4月1日からの活動が認められていますが、向上活動は、交付決定日以降の活動となります。また、**交付決定前に活動を始めたい場合は、「交付決定前着手届」の提出により着手が可能です。**

活動前には、もう一度地域全体を見回り、春に立てた活動計画の見直しが必要でないか、皆さんで話し合ってみてはいかがでしょうか。

向上活動支援交付金の実施について

実施の前に

今年の夏は猛暑であった反面、局地的豪雨に見舞われた地域もありました。工事の着手前には、本年度計画されている工事箇所の確認に加え、再度地域全体の見回りを行いましょう。

工事の発注

本年度の工事箇所の確認が終わりましたら、施工業者に見積もりを依頼しましょう。**見積依頼は、複数の施工業者（できれば3社以上）**に対して文書でお願いするようにしてください。自主施工を行う場合も、使用する**資材等の見積もりは、複数の業者から徴収**をするようにしましょう。

工事の契約

施工業者から見積書の提出がありましたら、見積書の内容を確認し、最低価格を提示した施工業者を採用する等施工業者の選定を行います。施工業者が決まりましたら、契約を行います。契約の方法等について不明な点がありましたら、市町村等に相談するようにしてください。自主施工する場合は、万一の作業中の事故に備えて、傷害保険等への加入をお勧めします。

工事中の確認

工事が適正かつ円滑に実施されるよう、着工前に業者と打ち合わせを行いましょう。また、必要に応じて、施工中の現地確認・立会を行います。なお、施工業者は、適正に工事が行われるよう定められた基準に基づき施工管理を行います。自主施工の場合においても、施設ごとに出来形管理を行うこととなりますので、施工管理の基準については、市町村や水土里ネットに確認してください。

完成検査について

工事が完成しましたら施工業者から完成届を提出してもらいます。活動組織は目的どおりに施工が行われたか現地確認等の検査を行います。専門的な知見又は技術が必要なときは、市町村あるいは水土里ネット等の助言、指導を受けるようにしてください。現場が正しく施工されていることを確認しましたら、工事の引渡しを行い、請求書に基づき支払いを行ってください。

活動の記録について

活動の実施及びそのための準備やその後の整理・とりまとめなど日々の向上活動支援に係る様々な活動については、活動記録にその内容等を記入してください。

- ・活動記録は、**支出の有無にかかわらず、活動をおこなった日別に記入してください。**
- ・活動記録の詳細資料として、作業日報を作成しておくこと作業内容の確認を行うのに便利です。
- ・金銭出納簿は、向上活動支援交付金のすべての活動に係る出納について記入します。
- ・**金銭を支払った場合は、必ず領収書を受け取り保管**しておいてください。
- ・領収書はレシートでもかまいません。（日付、店名が記載されたもの。メモ書きでも可）
ただし、レシートが感熱紙の場合は、変色する可能性が大きいので、できるだけコピーをとっておくことをお勧めします。

昨年度の補助金返還内訳

平成24年度には県内423組織で活動を実施しました。そのうち33組織で補助金返還3,974,875円が生じています。大きな理由としては、集落内での合意形成の不足や活動部分に隣接する地権者の方との調整不足といった内容のものがほとんどでした。よって、今一度合意形成や関係者への説明を実施し、速やかに活動に着手できるよう事前準備をお願いします。



活動組織からのご質問に回答いたします

- Q. カバープランツ(地被植物)、畦畔の小段設置が向上活動で出来るようになったと聞きました。本年度又は来年度から取り組むことはできますか？
- A. 向上活動支援交付金 水質・土壌等の高度な保全のための活動(地域環境の保全-持続的な畦畔管理)で平成25年度より取組めることになっています。但し、向上活動支援交付金は、国50%、県25%、市町25%の財源が必要となるため、思い立ってすぐには取り組めません。まずは市町の担当者へご相談ください。

【集落営農のススメ】コーナー

先日発行しました、第7号では「集落営農とは」について掲載したましたが、今回は更に踏み込み「集落営農におけるメリットや期待」について掲載します。

集落営農に取り組むことにより、次の項目が期待されます。
「無駄」が省かれ、効率的な生産体制となります。

- 必要最小限の施設や機械で生産が可能となり、機械化貧乏から脱却が図られます
農業者それぞれの経営の規模拡大が可能となります。
- 稲作における合理化が図られることで、労力を多方面に向けることが可能となります。園芸作物や果樹等
新たな取り組みへの挑戦が可能となります
- 集落内での話し合いが進むにつれ、特産物特産物を利用した加工品の開発や特別栽培への取組、高齢農業者や兼業農家も参加できる新たな分野への挑戦が可能となります。

～の結果として、集落全体での所得が向上するとともに、集落自らが主体となり継続的な生産活動が確保されます。
集落全体での合意形成が速やかに行われるようになることから、市町村等の行政機関・団体の支援活動が効率的に行われます。

